



ブラジル 個人税務の概要

2019年

目次

ブラジルの個人税務概要

1. ブラジル移民法 - 旧法 × 新移民法
2. ブラジル所得税法 - 基本事項
 - 月次所得税
 - 給与以外の所得
3. 確定申告 - 基本事項
4. 出国連絡と出国申告
5. 中央銀行への資産報告
6. 各国間の情報交換
7. ブラジルでの申告実務 注意事項

① ブラジル移民法 - 旧法 X 新移民法

旧法	新法
法令 6.815/1980	法令13.445/2017
外国人法 (Estatuto do Estrangeiro)	新移民法 (Nova Lei de Migração)
外国人の多々の権利を制限し、ブラジルの国境保護を目的	無国籍者や難民の保護など人権保護的な特徴
ブラジル人の移民者についての規定がない	ブラジル人の移民者についての規定を導入
RNE - Registro Nacional de Estrangeiro	CRNM – Carteira de Registro Nacional Migratório
外国人	移民者

① ブラジル移民法 - 旧法 X 新移民法

旧法

通過（トランジット）

観光・商談

テンポラリービザ

永住ビザ

外交ビザ

公用ビザ

非公式外交ビザ

RNE
外国人登録証

新法

訪問ビザ
(e-Visa)

テンポラリービザ
(短期ビザ)

外交ビザ

公用ビザ

非公式外交ビザ

居住許可

CRNM
移住国内登録証
Carteira de Registro Nacional Migratório

新たな
書類

② ブラジル所得税法 - 基本事項

▶ 納税義務者

テンポラリービザ :



居住許可一役員用

居住許可一ブラジル会社と雇用契約を結んでいる従業員

▶ 入国日より納税義務者と看做される。

居住許可一技術者、研修者、学生など（ブラジル会社と雇用契約なし）

▶ 12ヶ月の間に183日以上滞在した場合、184日目より納税義務者。

- 対象期間：納税義務者と看做された日から帰任日迄。
- 各個人の義務としてブラジル国税庁への所得申告及び確定申告が必要。
- 全世界ベースでの所得、資産、負債情報等。

② ブラジル所得税法 - 基本事項

▶ ブラジルでの主な証明書

- ▶ 納税番号 (CPF番号)
- ▶ 移住国内登録証 (CRNM) Carteira de Registro Nacional Migratório
- ▶ 労働手帳
- ▶ 運転免許証

② ブラジル所得税法 - 基本事項

▶ ブラジルでの個人申告実務

- ▶ 全世界ベース所得の申告

毎月

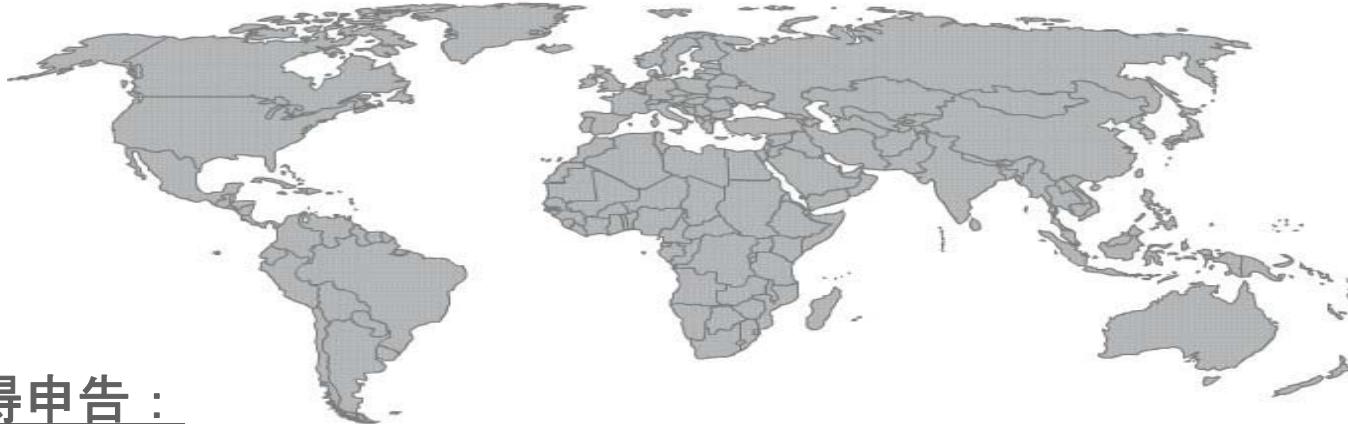
- ▶ 確定申告書
- ▶ 中央銀行資産報告書

1年に1回

- ▶ 出国連絡書・出国申告書

帰国時

② ブラジル所得税法 - 基本事項



所得申告 :

全世界ベースの所得が課税対象

- ▶ 対象日 - 受取日
- ▶ 納税期日 - 受取った月の翌月最終営業日迄
- ▶ 対象内容 - 給与・賞与・利息・配当・年金等
- ▶ 二重課税を避けるための租税条約

② ブラジル所得税法 – 基本事項

▶ ブラジルは以下の国と二重課税防止租税条約を締結しています。



② ブラジル所得税法 - 基本事項

2018/2019年度ブラジル所得税 税率表

月・課税標準 (R\$)	税率 %	控除額 (R\$)
1,903.98以下	-	-
1,903.99以上 2,826.65以下	7.5	142.80
2,826.66以上 3,751.05以下	15.0	354.80
3,751.06以上4,664.68以下	22.5	636.13
4,664.68以上	27.5	869.36

年・課税標準 (R\$)	税率 %	控除額 (R\$)
22,847.76以下	-	-
22,847.77以上 33,919.80以下	7.5	1,713.58
33,919.81以上 45,012.60以下	15.0	4,257.57
45,012.61以上 55,976.16以下	22.5	7,633.51
55,976.16以上	27.5	10,432.32

② ブラジル所得税法 給与以外のベネフィット

ベネフィット (例)

引越費用（航空費、輸送と引越し代の補助は出入国時に一度のみ非課税）

引越手当

日本への一時帰国費用

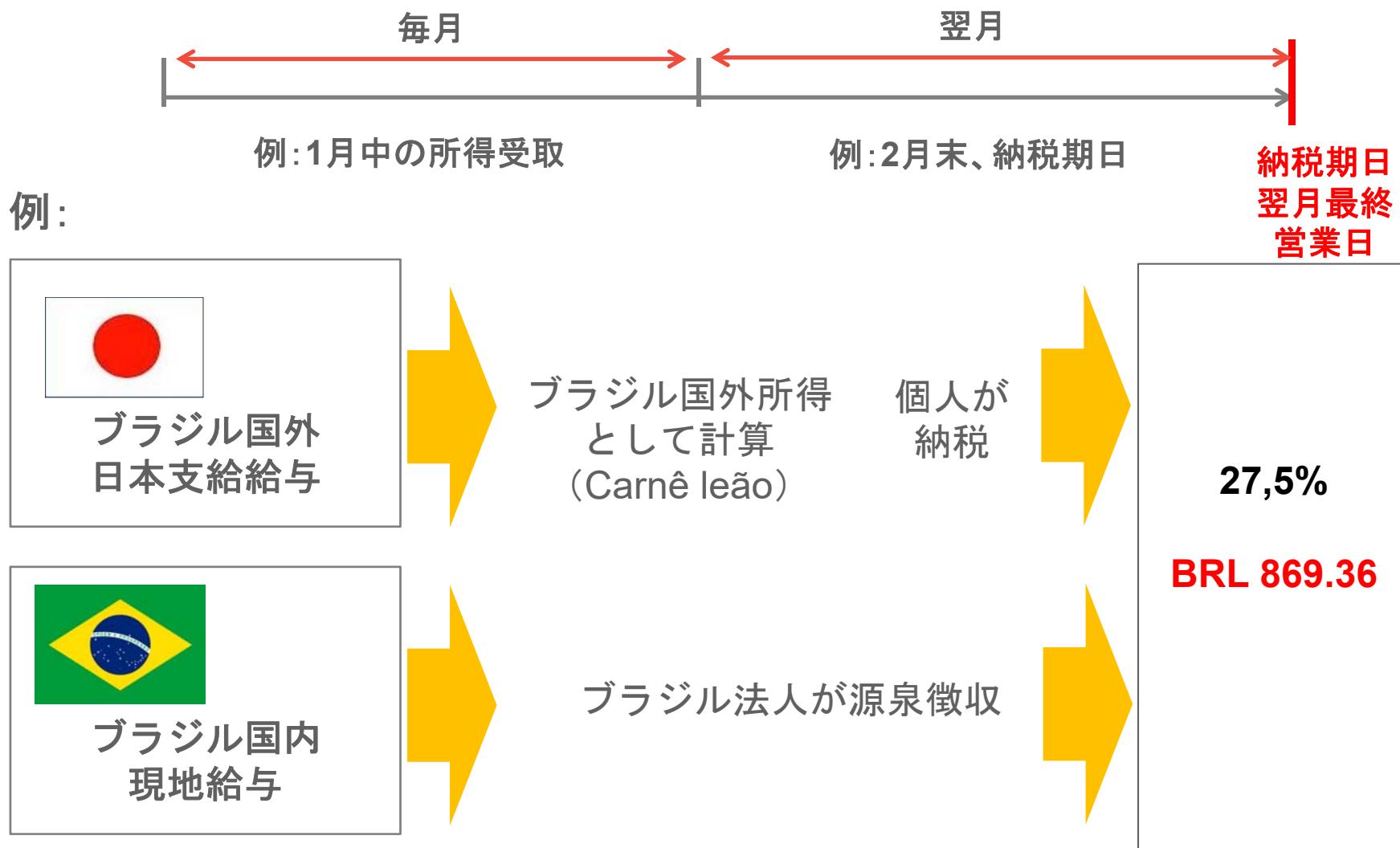
家具購入費

扶養家族の教育費

日本食、雑誌、新聞送料など

ブラジル国外個人所得税に関する補助 (Carnê Leão)

② ブラジル所得税法 – 月次所得税



② ブラジル所得税法 - 給与以外の所得

全世界ベースの課税対象所得

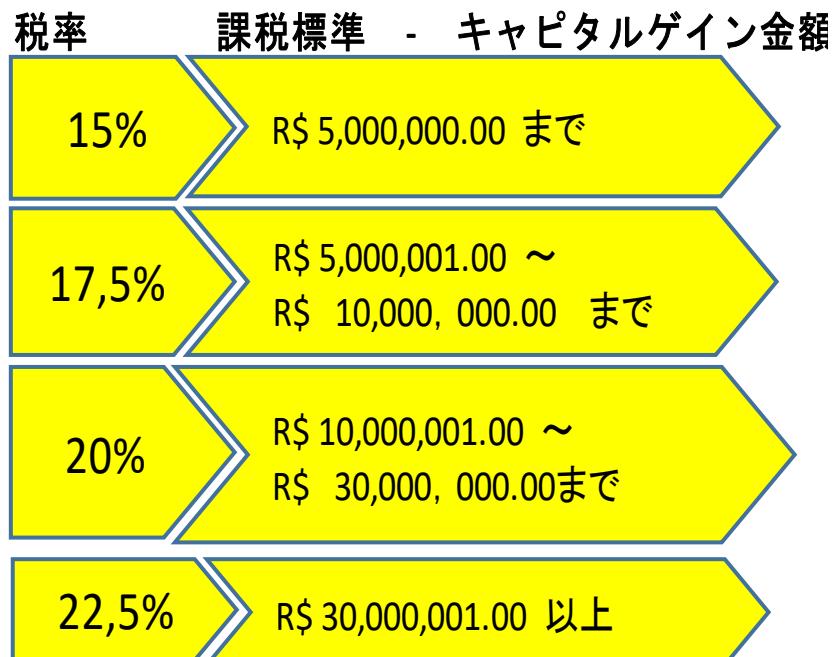
- ▶ **納税期日**
 - ▶ 受け取った月の翌月の最終営業日
- ▶ **罰金と利息**
 - ▶ 延滞納税に対し一月当たり約1%(Selic)金利と一日当たり0.33%のペナルティー（20%まで）が加算される



② ブラジル所得税法 - 給与以外の所得

キャピタルゲイン：

資産売買、譲渡等で発生した利益は下記税率表に従い、課税されます。
売買・譲渡した翌月末までに納税が必要です。

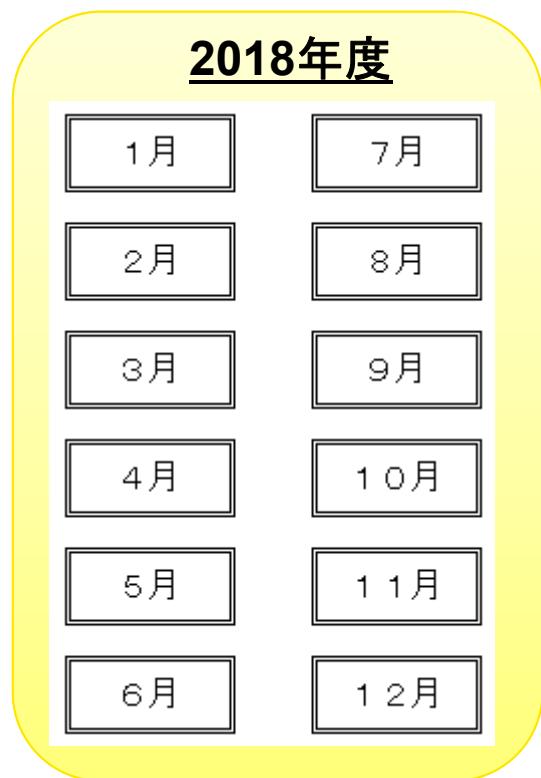


課税対象外

- 同月内に譲渡した同類の資産が 35,000 レアル以下の場合
- ブラジル居住納税者となる以前に購入した外国資産運用による利益
- 年間5,000ドル相当までの外貨両替

③ 確定申告 - 基本事項

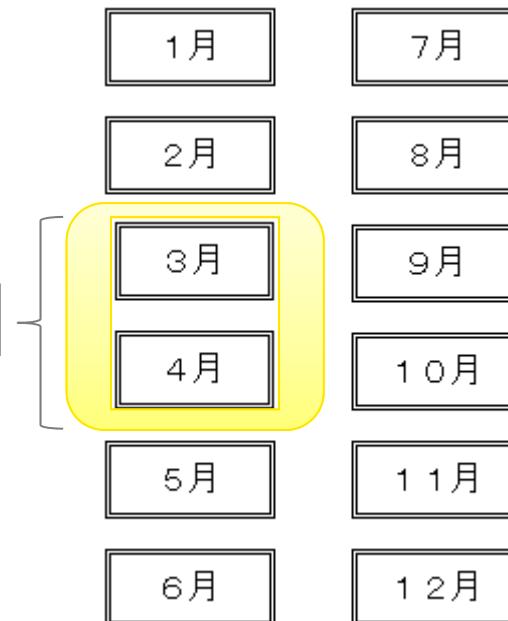
確定申告 対象期間



対象期間：前年度1年間（1月1日～12月31日）

確定申告 期間 **毎年一度**

2019年度

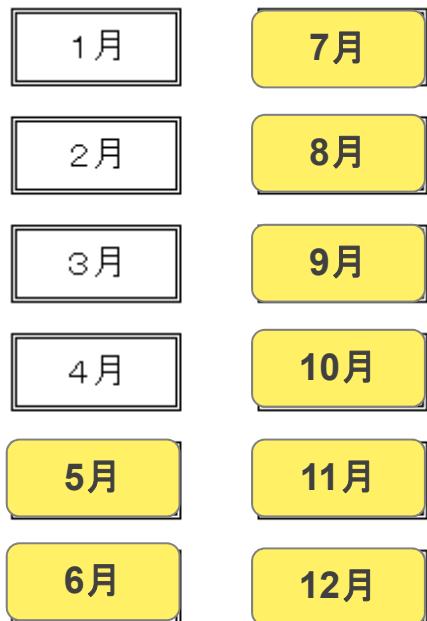


提出期限：4月末迄に提出
ブラジル国税庁のプログラムを通して提出。
追徴税が発生した場合にも4月末まで納税義務あり。

③ 確定申告 - 基本事項

確定申告 対象期間

入国年度は入国日から年末まで対象



例：対象年度の5月に赴任された場合、
ブラジル入国日（税務上居住者と看做された日）から年末迄が対象期間。

③ 確定申告 - 基本事項

▶ 主な確定申告対象者：

- ▶ 年内に給与所得や家賃収入などの課税所得が年間 2万8559.70レアルを超える場合
- ▶ 4万レアル以上の非課税所得があった方
- ▶ 30万レアル以上の資産や財産権を得た方
- ▶ 年末時点の資産や財産権を30万レアル以上保有している方
- ▶ 年内にブラジルに居住者と見做された方も申告義務が発生する。

③ 確定申告 - 基本事項

▶ 確定申告方法

- ▶ 毎年3月初めに発表
- ▶ 国税庁のプログラムをインターネットでダウンロード
- ▶ ブラジル税法に従って確定申告で申告する情報は書類によって証明する必要があります。
- ▶ 国税庁から提出を求められた際には書類原本を提出
- ▶ 時効は5年
- ▶ 関連書類は申告後最低5年間保管必要

③ 確定申告 - 基本事項

▶扶養家族のご説明

- (1) CPF番号お持ちの配偶者で、5年以上生活を共にするパートナー、5年未満でも実子がいる場合。
- (2) 21才までの実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- (3) 24才までの大学生または技術学校の実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- (4) 年齢は問わないが月間の就労に耐えない身体障害者である実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- (5) 21才までで、両親の援助のない兄弟姉妹、孫、曾孫で納税者が法的保護権を取得した場合（CPF番号を有することが必要です）。
- (6) 21才から24才までで、両親の援助のない大学生または技術学校へ通うCPF番号をお持ちの兄弟姉妹、孫、曾孫で該当者が21才になるまでに納税者が法的保護権を取得した場合。
- (7) 年齢は問わないが月間の就労に耐えない身体障害者である兄弟姉妹、孫、曾孫で該当者が法的保護権を取得した場合（CPF番号を有することが必要です）。
- (8) 2018年に所得（課税、非課税含む）が国税庁より定められた上限以下であったCPF番号お持ちの両親、祖父母、曾祖父母。
- (9) 納税者が法的保護権を有し、養子、教育している21才までの恵まれない子供（CPF番号を有することが必要です）。
- (10) 納税者が後見人である弱者（CPF番号を有することが必要です）。

③ 確定申告 - 基本事項

- ▶ 『簡易申告』の場合は、



→控除申告のための証明書類の提出は不要です。
→基礎所得控除R\$16,754.34が適用できます。
但し上限額は課税対象所得の一率20%まで。

- ▶ 『完全申告』の場合は、

→控除申告に関する領収証や各種証明書類全てについて、

- 1) 書類原本。
- 2) ポルトガル語の認証翻訳等国税庁から求められる場合があります。



③ 確定申告 - 基本事項 (控除対象項目)

▶ 完全申告での控除の範囲 (主な内容)

被扶養者控除

- ▶ (a)被扶養者一人当たりの控除限度額は年額 R\$ 2,275.08。

教育費控除,

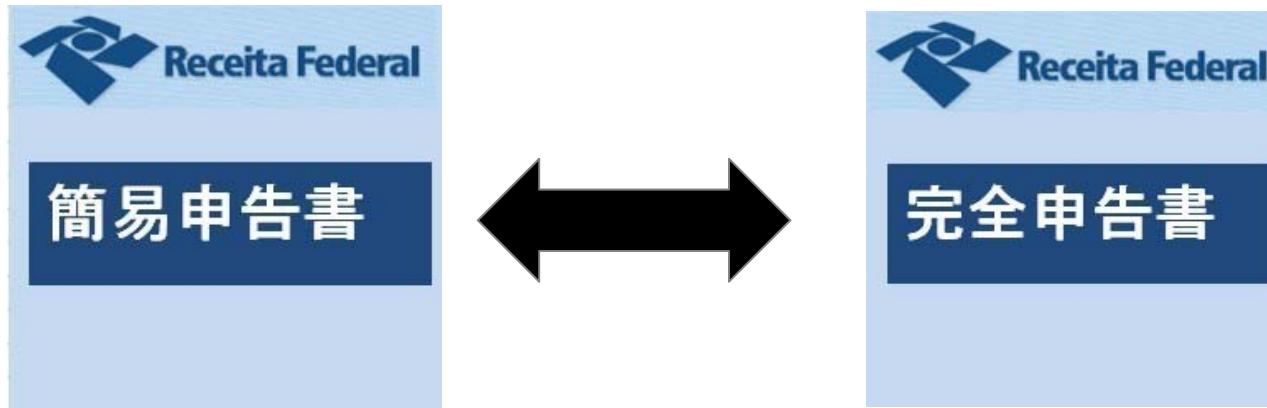
- ▶ (b)学校に通学する本人及び被扶養者 1人につき年額 R\$ 3,561.50迄が控除できる。
- ▶ (c)正式に認可された小中高大学校を指し、語学学校などは対象外。

医療費控除,

- ▶ (d)他の保険などによって還付対象となる医療費・入院費用は控除対象外。(d)を除いては控除限度額が設定されています。

③ 確定申告 - 基本事項

『簡易申告』と『完全申告』どちらを提出？



→ 所得控除額がR\$ 16,754.34 以下であれば『簡易申告』を、それを超える場合には『完全申告』を行うのが一般的です。

③ 確定申告 - 基本事項

▶ 控除の範囲:

例 :

被扶養者控除

▶ (a)被扶養者 3 名 → R\$ 2,275.08 = R\$ 6,825

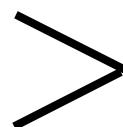
教育費控除,

▶ (b)学校に通学する被扶養者2名 → R\$ 3,561.50 = R\$ 7,123

医療費控除,

▶ (d)自己負担分医療費・入院費用 → R\$ 1,000.00 = R\$ 1,000

所得控除額がR\$ 16,754.34 以下



合計 = R\$ 14,948.00



③ 確定申告 - 基本事項

▶ 申告内容 :

全世界ベースの個人と扶養者の所得・資産・負債・支払いなど、

所得 :

年間の所得

例 : 日本及びブラジル支給給与・賞与、個人所得
(利子・配当、家賃収入等)、
キャピタルゲイン、贈与・遺産相続等



支払い :

年間の支払い

例 : ブラジルでの支払い家賃情報 (家主情報、金額申告)
医療費・教育費、その他

③ 確定申告 - 基本事項

▶ 申告内容 :

全世界ベースの個人と扶養者の所得・資産・負債・支払いなど、

資産 :

- ・不動産、アパート、土地、住宅
- ・乗用車、航空機、船
- ・銀行預金（普通口座、定期預金、貯蓄口座、投資口座等）
- ・投資信託
- ・株式、持株会
- ・年金（確定拠出、確定給付等）
- ・保険（積立型の場合）
- ・Foreign Exchange（FX）



負債 :

- ・住宅や乗用車購入時のローン等

③ 確定申告 - 基本事項

▶ 申告内容 :

資産・負債は課税対象外



前年度
2017年度末
資産・負債情報

比較

対象年度
2018年度末
資産・負債情報

③ 確定申告 - 基本事項

例 :

年間の受取り所得、支払い情報と資産の増加などを比較

所得合計

\$100.000

- ・日本支給給与
- ・ブラジル支給給与
- ・プリンシベネフィット

支払合計

\$70.000

- ・所得税
- ・資産増加
- ・負債返金額等

③ 確定申告 - 基本事項

確定申告の結果 「追徴税」 「還付金」

▶ 追徴税が発生した場合 :

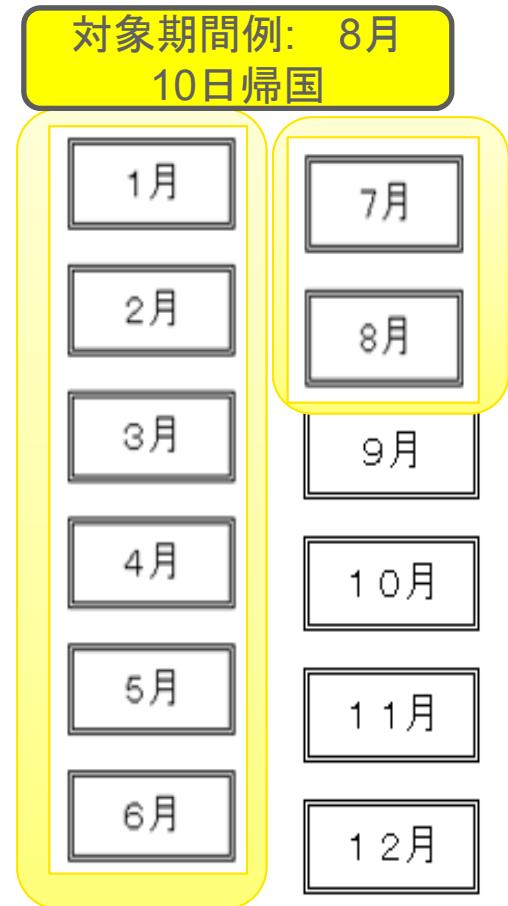
納税期日は4月最終営業日となります。

▶ 還付金が発生した場合 :

納税者本人の口座にのみ国税庁は振り込み可能
申告の際には振込先指定口座の記載が必要

④出国連絡と出国申告 - 基本事項

▶ 出国に伴う手続き



帰国時

- ブラジルを一年以上離れる場合又は最終的に帰国される場合には、ブラジルで非居住者と看做されるために出国の連絡書と出国申告書を提出。
- 出国申告書の対象期間：
出国年度1月1日から出国日（又は取締役解任日）まで。
- 申告内容：
全世界所得、資産、負債情報。
出国日時点での情報を申告。
- 完全申告の形

④出国連絡と出国申告 - 基本事項

▶ 出国に伴う手続き

帰国時

申告内容:

全世界所得、資産、負債情報。

出国日時点での情報を申告。

代理人を任命 :

▶ 居住許可の終了手続き

旧移民法では永住ビザのキャンセル手続

新移民法では居住許可を終了する手続きが必要

⑤ 中央銀行への資産報告



⑤ 中央銀行への資産報告



▶ ブラジル中央銀行資産報告書

毎年一度

▶ 申告の対象者 :

12月31日時点にブラジル居住者であり、ブラジル国外に総額10万米ドル相応の資産・権利を保有している方

→確定申告と同じ情報が申告



⑤ 中央銀行への資産報告



▶ 申告内容

① ブラジル国外における資産：

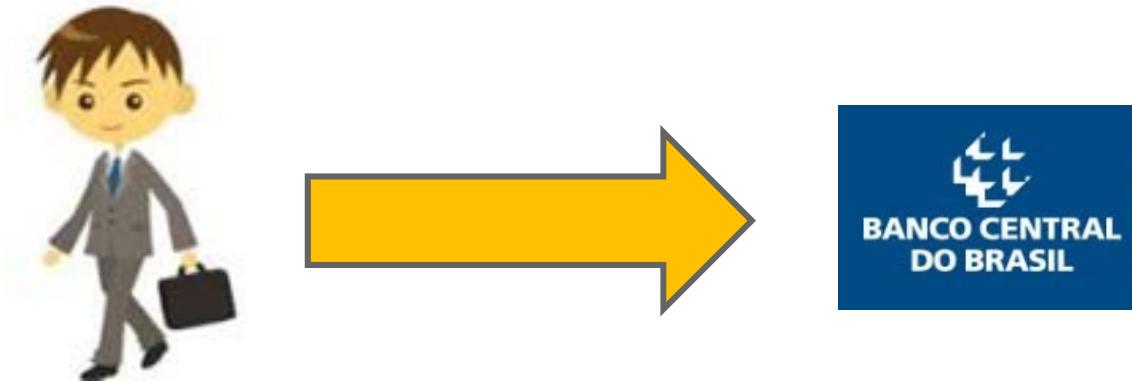
銀行残高、不動産、積み立て保険や
株式 (※)
投資信託 (※) 等

※資本金又は投資信託の全体10%以上の持分？

② ブラジル国外における権利：

年末時点で翌年以降に受け取りが確定しているブラジル国外受取り額
例：所得税の還付金
賠償金 等

⑤ 中央銀行への資産報告



課税はされないが、未申告や虚偽の申告の場合には
BRL 250,000.00 迄の罰金が発生

提出期限は毎年中央銀行から発表
(昨年の提出期限は4月5日まで)

⑥ 各国間の情報交換

2014年7月21日、OECD（経済協力開発機構）は「課税における自動的な情報交換に関する基準（[The Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters](#)）」を公表

各国の税務当局が国際間の脱税行為を防止するため
G20からの要請：

- ・ 当局間の基本的な合意事項が記載されたモデル合意書（Model Competent Authority Agreement）
 - ・ 共通報告基準（Common Reporting Standard - CRS）が定められた
 - 約100カ国がCRSの導入を決定
 - ブラジルと日本は2018年より
- (2018年から税務当局間で情報交換が開始)

⑥ 各国間の情報交換

2018年CRS（共通報告基準）の導入：

➤ 各国の金融機関は口座保有者の居住者国を特定し、各金融機関の所在地国の税務当局に報告することが義務付けられた

各国の税務当局は収集した各国の居住者口座情報をその納税者の居住国の税務当局と自動的に情報交換を行うことになった

本制度により、これまで各国の税務当局が把握することが困難であった租税回避行為の情報を把握することが可能となった

⑥ 各国間の情報交換

ブラジル居住者、個人としての義務を把握することは重要！

ブラジル国税庁の取り組み例：

2017年度		2018年度
銀行預金	銀行名、種類、通貨、残高等を申告	銀行名、種類、通貨、残高等を申告 支店名又は 支店番号 と 口座番号 の申告がマスト
不動産	国名、購入価格、購入日を申告	国名、購入価格、購入日を申告 住所、面積

⑦ ブラジルでの申告実務 注意事項

- | | | |
|----------------------------|---|---------------------------|
| ①月次所得税 Carnê Leãoと
現地給与 | → | ブラジル国税庁
毎月 |
| ②ブラジル中央銀行資産報告 | → | ブラジル中央銀行
毎年2月中旬～4月5日まで |

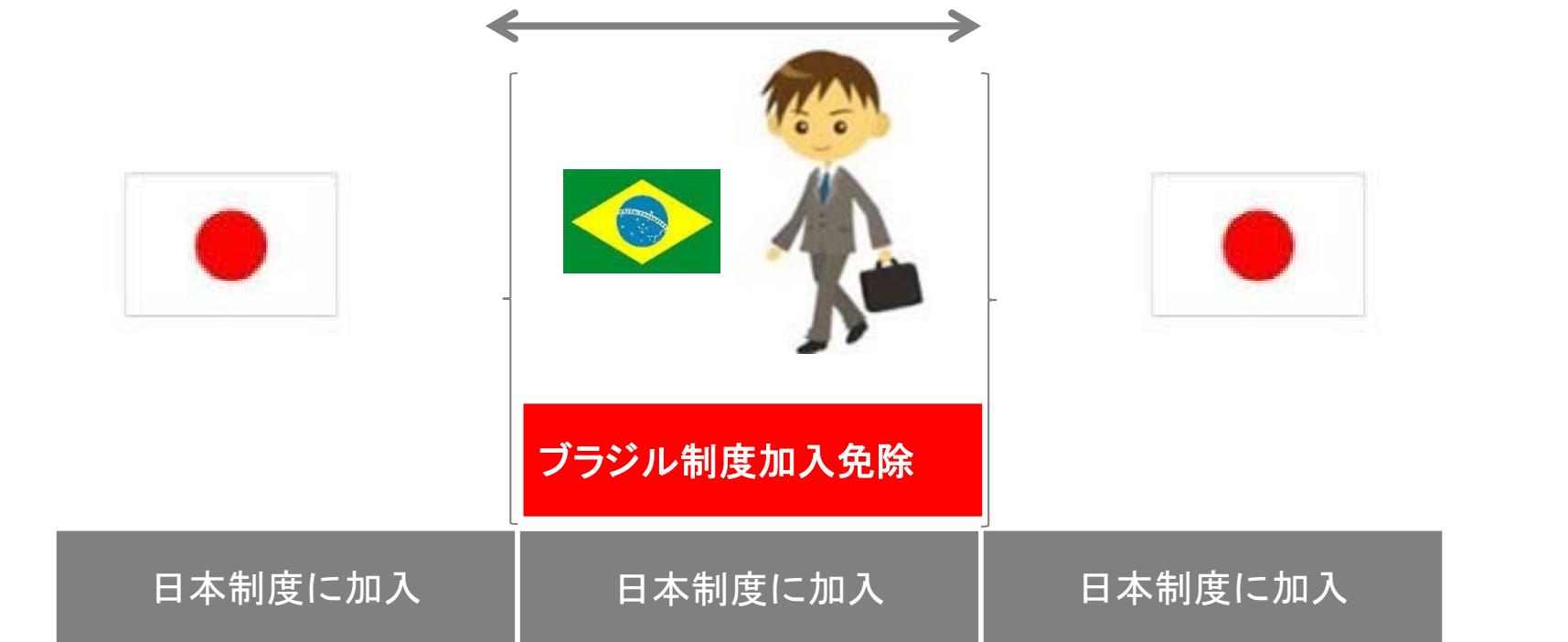


- | | | |
|-----------|---|-----------------------|
| ③ブラジル確定申告 | → | ブラジル国税庁
翌年3月～4月末まで |
|-----------|---|-----------------------|

①と②の情報は③にも報告され、整合性がないと罰金が発生する可能性あり

⑦ ブラジルでの申告実務 注意事項

- ▶ 社会保障：日本とブラジルは2012年3月から社会保障協定が発効
社会保障協定により保険料の二重負担を防止
5年以内の派遣期間の場合、日本とブラジルでの二重加入が解消
特別な事情があり5年を超えた場合、派遣期間の延長申請が可能



⑦ ブラジルでの申告実務 注意事項

- ▶ 勤続年数補償基金 (FGTS - Fundo de Garantia por Tempo de Servico)
 - 各従業員の給与支払額に対して雇用主に課される
 - 負担額は、給与の8%
- ▶ 相続、贈与税 (ITCMD, ITD) Imposto sobre transmissão causa mortis ou doação)
 - 資産や権利の贈与、遺産相続の際に課せられる。
 - ブラジルでは州税に当たり、各州により税率は異なり、上限は8%。
→サンパウロ州の場合、税率は4%。

⑦ブラジルでの申告実務 駐在プロセス

① 事前計画 プレアサインメント	② 出発前	③ 海外駐在中	④ 帰国準備・帰国	⑤ 帰国後
<ul style="list-style-type: none">▶ 税金コストの計算 見積もり▶ ブラジルの税務。 イミグレーション、 社会保障などの 計画・調査・ 分析▶ ブラジルでのアウ トソーシング先・ プロバイダーの 選定	<ul style="list-style-type: none">▶ 日本及びブラジル での個人税務オリ エンテーション会 議▶ グローバル税務コ ンプライアンス確 認▶ 駐在のための必要 許可・書類の準備 と取得(ビザ, 就労 許可, その他)▶ 社会保障に関わる (適用証明書) 取得	<ul style="list-style-type: none">▶ 必要に応じた、ビ サや各種証明書類 の更新期限管理や 更新手続き▶ 全世界ベースの所 得、賞与、個人所 得などの所得税の 納税▶ 全世界資産・負債 の確認と関連書類 の提出	<ul style="list-style-type: none">▶ 出国手続きに必 要な情報と手続きの 準備▶ 銀行口座の閉鎖▶ 海外送金▶ 出国に伴うイミグ レーション関連手 続き▶ 出国後の代理人任 命	<ul style="list-style-type: none">▶ 出国連絡書と出 国申告書の提出▶ 銀行口座維持した 場合の非居住者口 座管理

⑦ブラジルでの申告実務 駐在プロセス

- ▶ 各企業の担当者は駐在プロセスに備えて：
 - ▶ 駐在前のコミュニケーション・オリエンテーション
 - ▶ 企画（対応法）
 - ▶ 赴任の際の人事ポリシーの確認（会社負担・個人負担）
 - ▶ アサインメントレターの作成



本資料についてのお問い合わせ先

EY São Paulo Office
Japan Business Services

西口 阿弥 *Nishiguchi Aya*

Partner

Tel: +55 11 2573 3374

Email:

aya.nishiguchi@br.ey.com

諸岡 朱美 *Morooka Hakemi*

Senior Manager

Tel: +55 11 2573 5458

Email:

hakemi.morooka@br.ey.com

照屋 リリアン *Teruya Lilian*

Manager

Tel: +55 11 2573 4822

Email:

lilian.teruya@br.ey.com

